

秋田県条例第九号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。
 第七条の表中十五の項を十六の項とし、十一の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、十の項の次に次の一項を加える。

十一	高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可	別表第四十一の二
----	-----------------------	----------

別表第二十七の二第二号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改める。

別表第二十八中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同表第六号中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同表第二号中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二 法第三十五条第六項の規定による保育所の設置の認可の諮問

別表第二十八の二第一号中「うち法」の下に「第六条の三第九項から第十二項まで又は」を加える。

別表第四十一の次に次の一表を加える。

別表第四十一の二（第七条関係）

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十九条の二第二項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可	市 保健所を設置する

別表第八十五第六号（一）中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表第十九号中（十）から（五）までを削り、（四）を（十）とし、（五）から（三）までを四つずつ繰り上げ、同号（五）中「（七）」を「（五）」に改め、同号（三）を同号（六）とし、同表第二十七号（一）中「（法）」を「及び第十八条第二項（これらの規定を法）」に、「申請」を「申請及び建築物に関する計画の通知」に改め、同号（二）中「（法）」を「及び第二号並びに第十八条第二十四項第一号及び第二号（これらの規定を法）」に、「承認」を「認定」に改め、同号（十）、（十一）及び（十二）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号に次のように加える。

〔罫〕 建築基準法施行令第三百三十七条の十六第二号の規定による既存の建築物の移転の特例の認定の申請の受理
別表第八十五第二十八号及び第二十九号中「〔罫〕」を「〔罫〕」に、「及び〔罫〕」を「〔罫〕及び〔罫〕」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第八十五第二十七号から第二十九号までの改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 この条例の施行により新たに市町村への権限移譲の推進に関する条例第三条の権限移譲対象事務となる事務に係る同条例第十二条の規定による協議若しくは告示又は同条例第十三条第一項の經由事務となる事務に係る同条例第二項の規定による協議若しくは同条例第三項において準用する同条例第十二条第四項の規定による告示その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。この場合において、同条例第一項の規定による協議は、同項の規定にかかわらず、当該権限移譲対象事務となる事務に係る一の別表ごとに行うことができる。